

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋換気空調系排気ファンB吸込弁駆動リンク部において、ラバーの破損が認められたため、当該ラバーを修理。	GIII	
2	3号機	タービン建屋換気空調系排気ファンC吸込弁駆動リンク部において、ラバーの破損が認められたため、当該ラバーを修理。	GIII	
3	3号機	廃棄物処理系受ポンプシール水用圧力調節弁において、圧力調節不良(下流側圧力、通常約1.1MPaのところ0.39~0.40MPa)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備4Aの隔離作業において、ヒューズ引き抜き箇所の間違いが認められたため、対策検討中。	GIII	
5	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理系固化系粉体供給装置A気体式振動発生装置(粉体詰まり防止装置)の窒素ガス供給用4方弁本体より窒素ガス(非放射性)の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	